

札幌市家畜伝染病防疫対策要綱

(制定：平成19年12月6日 経済局長決裁)
(最終改正：平成28年4月11日 経済観光局長決裁)

第1章 防疫対策

(目的)

第1条 この要綱は、市内及び周辺地域における、別表1に定める家畜伝染病（以下「伝染病」という。）又は新疾病の発生時における初動防疫の措置を迅速かつ的確に実施し、そのまん延を未然に防止することを目的とする。

(組織)

第2条 経済観光局長は、前条の目的を達成するため、別表2に定める基準により、経済観光局に「札幌市家畜伝染病防疫対策本部」（以下「本部」という。）を設置することができる。

(防疫対策推進体制)

第3条 別表3に定める防疫対策推進体制に基づき、石狩振興局が組織する特定家畜伝染病合同対策本部（以下、「合同対策本部」という。）へ関係職員を参画させることにより防疫対策方針の決定に関与し、家畜伝染病の防疫対策の速やかな実施に協力する。

(広報)

第4条 本部は伝染病のまん延防止を図るため、次に掲げる場合には、合同対策本部と連携して当該事項に係る広報活動を行う。

- (1) 交通の遮断又は家畜の移動禁止等の交通規制を行う場合
- (2) 伝染病の病原体に汚染された恐れのある畜産物が流通し、防疫上の問題が発生する可能性がある場合
- (3) その他必要な事項が発生した場合

(家畜伝染病防疫対策連絡会議)

第5条 防疫対策を円滑に推進するため、庁内関係部局等による家畜伝染病防疫対策連絡会議を設置し、情報の共有化を図るとともに、連絡体制等を確認する。

2 家畜伝染病防疫対策連絡会議は、経済観光局長が招集する。

3 家畜伝染病防疫対策連絡会議の参集範囲及び協議事項は、別表5のとおりとする。ただし、必要があると認められる場合には、同表に記載されていない庁内部局についても参加することを妨げるものではない。

第2章 防疫対策本部

(本部長、副本部長)

第6条 本部に、本部長及び副本部長を置き、本部長には経済観光局長を、副本部長には農政部長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を統括し、副本部長は本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故がある場合は、副本部長がその職務を代理する。

(本部組織)

第7条 本部の組織は、別表4のとおりとし、家畜伝染病の種類や発生状況に応じて、本部長がその都度変更する。

- 2 本部組織の各班の構成員は本部長が任命する。
- 3 本部長は、伝染病が大規模及び広範囲に発生した場合は、経済観光局内他部の協力を依頼する。

(本部組織の業務)

第8条 本部組織は、次に掲げる業務を行う。

(1) 総務班

ア 総務担当

- (ア) 合同対策本部への協力及び関係職員派遣に関すること。
- (イ) 家畜伝染病の防疫対策に係る市民への広報に関すること。
- (ウ) 本部の運営に関すること。
- (エ) 防疫業務の総括に関すること。
- (オ) 予算編成と執行に関すること。
- (カ) 市長、本部長等への活動状況報告に関すること。

イ 人員・物資調整担当

防疫に必要となる人員及び物資の確保に関すること。

ウ 情報提供・連絡調整担当

市役所内他部局、関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。

(2) 防疫対策班

ア 防疫対策本部担当

合同対策本部への参画に関すること。

イ 調査協力担当

合同対策本部が実施する周辺農家検診への協力に関すること。

ウ 監視消毒協力担当

合同対策本部が実施する車両消毒等への協力に関すること。

(3) 防疫、調査及び監視消毒協力担当補助班(2班)

防疫対策班の各担当の業務補助に関すること。

(防疫活動報告)

第9条 本部長は、防疫実施期間中の活動状況を取りまとめのうえ関係機関に報告する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月6日から施行する。

平成20年5月16日 一部改正

平成22年4月21日 一部改正

平成25年4月18日 一部改正

平成27年4月24日 一部改正

平成28年4月11日 一部改正

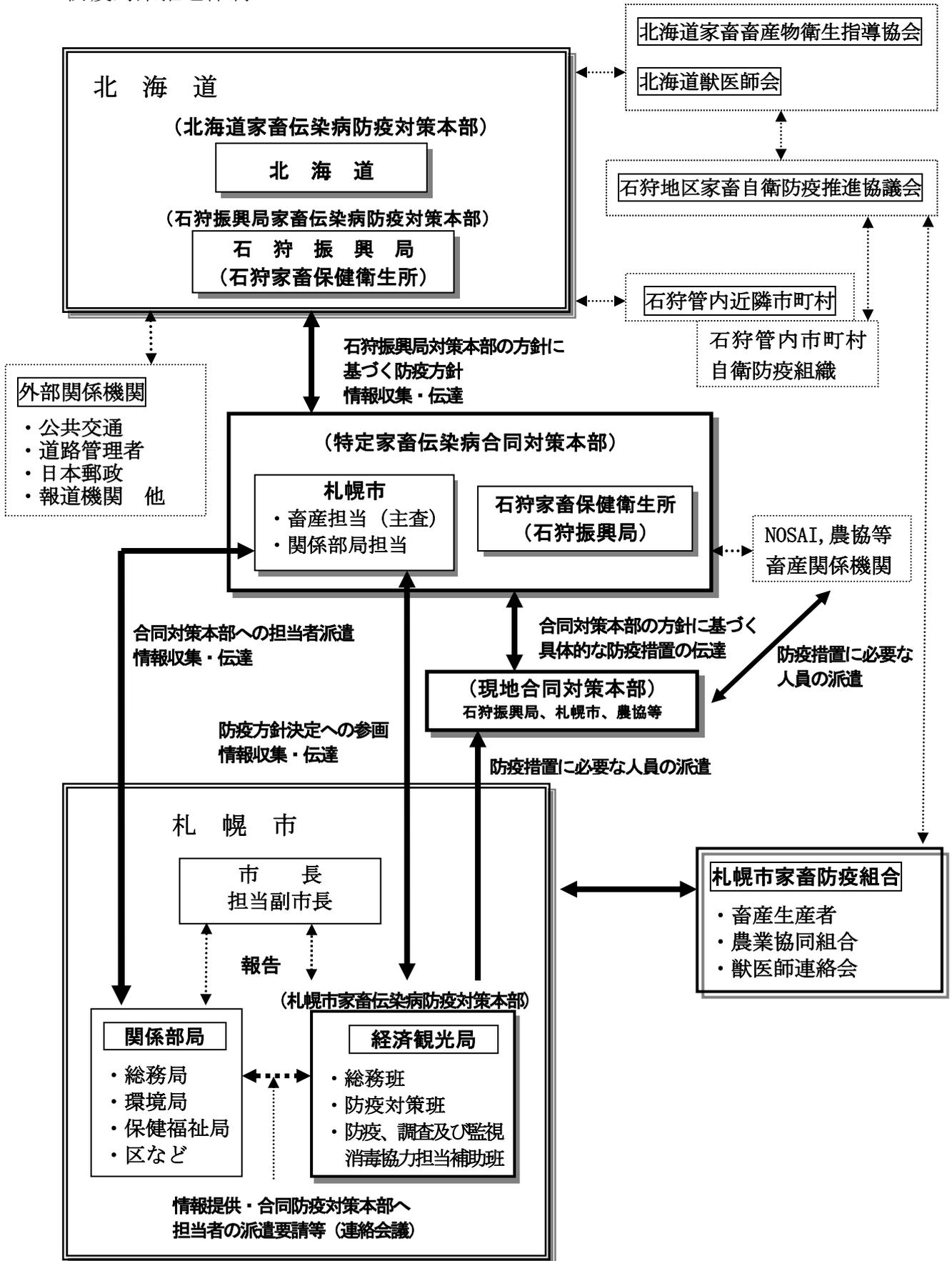
札幌市家畜伝染病防疫対策要綱 別表 2

札幌市家畜伝染病防疫対策本部設置基準

対策本部の設置	対象となる家畜伝染病	備 考
原則として設置	牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、 アフリカ豚コレラ、 高病原性鳥インフルエンザ、 低病原性鳥インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法第 16 条 （と殺の義務）対象家畜 伝染病 ・新疾病等の重大な家畜伝 染病を疑う場合にも適用
状況に応じて設置	流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、 リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、 ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、 ピロプラズマ病、アナプラズマ病、 伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、 アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水胞病、 家きんコレラ、ニューカッスル病、 家きんサルモネラ感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法第 17 条 （殺処分）対象の家畜伝 染病 ・大規模発生又は広域発生 等に対応し設置
設置しない	上記以外の家畜伝染病	通常体制で対応

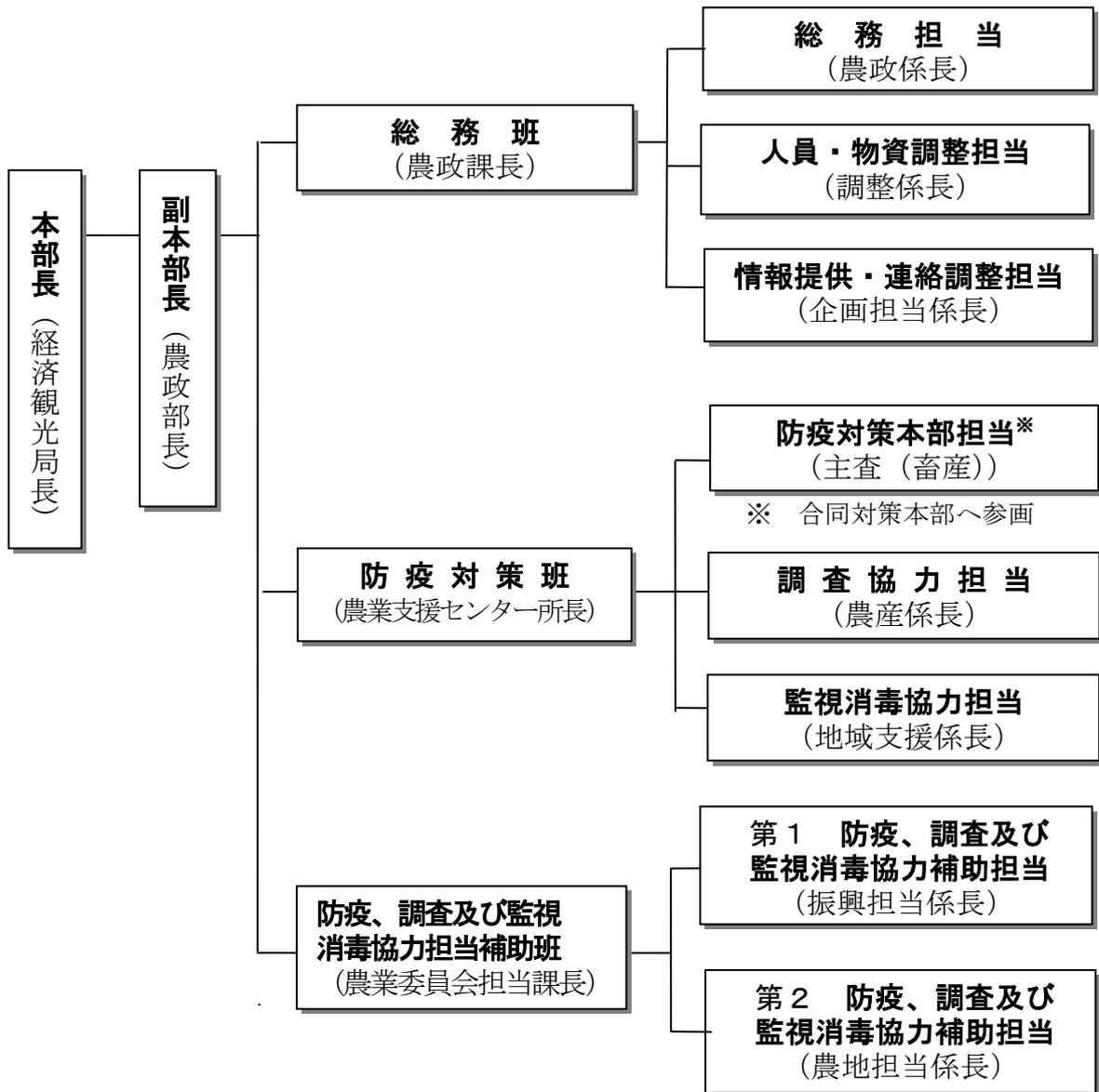
札幌市家畜伝染病防疫対策要綱 別表3

防疫対策推進体制



札幌市家畜伝染病防疫対策要綱 別表 4

札幌市家畜伝染病防疫対策本部の構成



(協働して防疫対策を実施)

札幌市家畜防疫組合
 畜産生産者
 農業協同組合
 獣医師連絡会

札幌市家畜伝染病防疫対策要綱 別表 5

家畜伝染病防疫対策連絡会議の構成

局	参集対象	対象事項
危機管理対策室	危機管理対策室長	・危機管理体制の確認に関する事
総務局	市長室長	・報道対応に関する事
保健福祉局	医務監（保健所長）	・食品衛生に関する事 ・飼育動物（愛がん動物）に関する事 ・感染症対策に関する事
環境局	環境局長	・死体、汚染物等の処理に関する事 ・野生動物に関する事
関係区	区長	・発生農場周辺の住民への情報提供に関する事 ・周辺住民への説明会に関する事 ・道路利用・交通規制に関する事
教育委員会	教育長	・学校飼育動物の管理指導に関する事

※ 家畜伝染病防疫対策連絡会議の参集範囲は上表の局長職とするが、対象局内において必要に応じ、業務に関係する部長等を代理に出席させることについて、妨げるものではない。